

公益社団法人日本ボート協会公認コース認定規定

第 1 条（本規定の目的）

本規定は公益社団法人日本ボート協会（以下「日本協会」という）の競漕規則・第 7 条に基づき定められたコース規格規定（以下「コース規格規定」という）第 2 条に基づき、日本協会が実施するボートコースの認定に関する手続き等を定めることを目的とする。

第 2 条（適用範囲）

本規定はコース規格規定第 1 条に定める全日本級大会およびその地域予選会の開催に要求される等級を必要とするコースに適用する。また、コース規格規定第 4 条にいう F 級コースについても本規定の定める審査・認定の手続き等を準用する。

第 3 条（コース認定委員会の設置と構成）

- 1 日本協会に本規定に定めるコース認定に係る業務を遂行するため、コース認定委員会を設置する。
- 2 コース認定委員会の委員長は施設担当理事をもって充て、副委員長若干名及び委員若干名は施設委員会委員をもって充てる。

第 4 条（コース認定の基準）

認定のための基準はコース規格規定による他にコース認定委員会が定めるところによる。

第 5 条（コース認定事前視察依頼書及び認定申請書の提出）

コース認定を申請しようとする認定申請者は、コース施設についての助言、指導を受けるために別紙 1 の様式により事前視察依頼書を、コース認定委員会による事前視察終了後に別紙 2 の様式により所属ブロック長を経由して認定申請書をそれぞれ日本協会に提出するものとする。

第 6 条（認定審査と結果報告）

- 1 コース認定委員会は認定申請に基づき現地で認定審査を実施し、その審査結果を日本協会の理事会に諮り、理事会が決定した認定結果を日本協会はブロック長を通じ認定申請者宛て通知する。
- 2 日本協会が認定したコースについては、都度ローイングに掲載・公表する。

第 7 条（認定の有効期間）

本規定による認定の有効期間は認定日から 5 年間とする。但し、認定後にコースの地形・環境等に重大な変化が生じた場合、あるいは全日本級大会等の開催が決定し施設の重要な変更等の可能性が生じた場合、当該認定申請者は認定の有効残存期間に拘わらず時期を失することなく日本協会にその状況を報告し、コース認定委員会は必要な場合、再審査の可否等を含むその扱いについて日本協会の理事会に諮るものとする。

第8条（認定の更新）

認定の有効期間の更新には、認定の日から5年間を経過しようとする月の2ヶ月前までに第5条に定める事前視察依頼書と認定申請書を同時に提出するものとする。この場合、添付情報等を基にコース認定委員会の判断で事前視察は省略し直ちに第6条により認定審査を実施することが出来る。

第9条（認定料等）

1 認定料は次の通りとし、毎年、認定月日の翌月末日までに日本協会の請求に基づき支払われるものとする。有効期間5年分の一括払いも妨げない。

(1)	A 級コース	認定期間中毎年	100,000円（消費税抜）
(2)	B 級コース	同	60,000円（消費税抜）
(3)	C 級コース	同	20,000円（消費税抜）
(4)	F 級コース		無料

2 各ボートコースの建設と施設整備に係る全ての費用と、本規定に定める事前視察及び現地での認定審査に要するコース認定委員の交通費・宿泊費等の実費（以下「旅費等」という）を含む諸経費は認定申請者側の負担とする。F 級コースについてもこの旅費等の負担は免れない。

コース認定委員の旅費等の額、支払い方法及び支払い時限は日本協会の請求するところによるものとするが、認定申請者からの切符支給と宿舎提供等で代えることでも良い。

付則 1 本規定により難しい特殊事情がある場合、そのコース認定についてコース認定委員会は当該認定申請者と協議し、日本協会の理事会がその協議の結果を受けて最終決定するものとする。

2 本規定により認定したコースでの世界漕艇連盟あるいはアジア漕艇連盟主催の競漕会開催適否については、それぞれの連盟の定めるところに従い別議により決定される。

3 この規定は、昭和57年10月1日から施行する。

4 この規定は、平成2年10月17日から改訂施行する。

5 この規定は、平成6年1月1日から改訂施行する。

6 この規定は、平成10年6月1日から改訂施行する。

7 この規定は、平成19年6月1日から改訂施行する。

8 この規定は、平成20年9月1日から改定施行する。

9 この規定は、平成26年4月1日から改定施行する。